

○富加町建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札試行要  
領

平成19年3月30日

訓令甲第5号

改正 平成25年9月20日訓令甲第11号

令和2年2月7日訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本町が発注する建設工事等(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び測量、地質調査、土木建設設計その他の関連業務をいう。以下「工事等」という。)について、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型制限付き一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等及び入札参加資格の決定)

第2条 事後審査型入札の対象となる工事等(以下「対象工事等」という。)は、1件の対象工事等の設計金額が3,000万円以上のもののうち、富加町事務決裁規程(平成18年富加町訓令甲第7号)に規定する決裁権を有する者が決定するものとする。

2 入札参加資格は、富加町建設工事入札参加資格委員会規程(平成8年富加町規程第1号)第1条に規定する富加町建設工事入札参加資格委員会の審議を経て決定する。

(入札公告)

第3条 事後審査型入札においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定によ

る公告(以下「公告」という。)に、富加町契約規則(昭和39年富加町規則第33号)第3条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書(別記様式第1号。以下「参加申請書」という。)の提出方法及び提出場所
- (2) 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式第2号)及び入札参加資格確認に必要な書類(以下「確認申請書等」という。)の提出方法及び提出場所
- (3) 落札者決定方法  
(参加資格)

第4条 入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる資格(以下「入札参加資格」という。)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 富加町建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 富加町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成8年富加町要領第4号)に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (4) 富加町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年富加町告示第10号)別表に掲げる措置基準のいずれにも該当しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、該当案件ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

(入札参加申請)

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者は、参加申請書を、公

告の記載にしたがって町長に提出するものとする。

(開札)

第6条 事後審査型入札においては、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者から落札候補者を決定し、かつ、第8条第1項の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日、落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

2 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者(以下「次順位者」という。)を決定するものとする。

(確認申請書等の提出)

第7条 開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、入札執行者は、速やかに落札候補者に入札公告に示す確認申請書等の提出を求めるものとする。

2 確認申請書等は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して2日(富加町の休日を定める条例(平成元年富加町条例第24号)第1条第1項に規定する町の休日(以下「町の休日」という。)を除く。)以内に持参により提出するものとする。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格要件の審査)

第8条 入札執行者は、前条第2項の規定により確認申請書等の提出があったときは、入札公告に示す入札参加要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしている場合は、落札決定とし、満

たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

- 2 入札参加資格要件の審査は、前条第2項に規定する確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して3日(町の休日を除く。)以内に行わなければならない。
- 3 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格審査結果調書(別記様式第3号)により取りまとめるものとする。

(落札決定の通知等)

第9条 入札執行者は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知するものとする。

- 2 入札執行者は、前条第1項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対して事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適合通知書(別記様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して2日(町の休日を除く。)以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、入札に必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令甲第11号)

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(令和2年訓令甲第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号

事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

富 加 町 長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名 印

年 月 日公告の下記建設工事等に係る事後審査型制限付き一般競争入札  
に参加したいので、下記のとおり入札参加申請をします。

なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 仕 様 書 番 号 \_\_\_\_\_

2. 工 事 等 名 \_\_\_\_\_

別記様式第2号

事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

富 加 町 長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記工事等に係る事後審査型制限付き一般競争入札について、下記の関係書類を添え、入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事等名 \_\_\_\_\_

2. 添付書類 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

別記様式第3号

事後審査型制限付き一般競争入札参加資格審査結果調書

1. 審査対象者

2. 審査対象工事等

(1) 仕様書番号

(2) 工事等名

(3) 工事等場所 富加町 地内

(4) 期 間 契約締結日 から 年 月 日

3. 制限付き一般競争入札に参加できる者の資格

4. 審査結果

( ) 年 月 日 審査



別記様式第4号

第 号

年 月 日

様

富 加 町 長

事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適合通知書

年 月 日付で申請のありました事後審査型制限付き一般競争入札参加資格について審査した結果、下記のとおり不適合と認められましたので、通知します。

記

1. 入札公告日
2. 仕様書番号
3. 工事等名
4. 工事等場所
5. 不適合となった理由

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4号